別添

「年末年始無災害運動」実施要綱

（令和８年12月１日～令和９年１月15日）

（栃木労働局ＨＰ）

栃木労働局

１　趣旨

栃木県内の労働災害（新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く。）による休業４日以上の死傷者数は、本年 10 月末現在で 1,732 人と前年同期よりも 102 人（6.3%）の大幅増加となっており、増加傾向に歯止めがかからない状況である。また、死亡災害により、11 月 16 日時点において 20 人の尊い生命が失われており、特に、本年７月から８月のわずか２か月間で 10 人もの死亡災害が発生したことを受け、９月１日から 12 月 31 日まで死亡災害多発警報を発令し、重大災害防止対策の徹底を呼び掛けている。

本年の死亡災害は、交通事故と高年齢労働者によるものが、それぞれ半数以上を占めており、また、十分な安全対策や確認が行われていなかった事案も多く見受けられる。一方、休業災害では、転倒や動作の反動無理な動作等、労働者の作業行動に起因する「行動災害」が全体の約 45%を占めており、これら行動災害を防止するために、より一層の取組を行う必要がある。

これから、年末年始のあわただしい期間に作業を進めていく中で、慣れない機械設備の保守点検・再稼働、はしご・脚立を使った掃除や飾りつけの作業等の非定常作業が増えるほか、物流等の増加に伴う交通事故や荷役作業時の事故、積雪や凍結による転倒等の危険が増すため、各事業場においては、非定常作業を含めた基本的な安全確認の徹底、作業開始前点検の実施、作業手順や交通ルールの遵守、安全衛生保護具の点検の実施及び使用の徹底、長時間労働の防止を含めた労働者の健康状態の確認等に全員で取り組むことが一層重要となる。

これら状況を踏まえ、栃木労働局及び管下労働基準監督署が主唱し、年末年始における労働災害の防止、とりわけ死亡災害の撲滅を目的とした「**年末年始無災害運動**」を各労働災害防止団体等とともに実施する。

２　当局実施期間

令和８年12月１日から令和９年１月15日まで

３　運動スローガン

『 年末年始　はやる気持ちに一呼吸　家族の顔を思いつつ 』

（中央労働災害防止協会　令和８年度 年末年始無災害運動標語）

４　労働災害防止の重点事項

（１）死亡災害及び身体に障害が生ずる重篤な災害の撲滅

（２）高年齢労働者における災害の防止

（３）交通労働災害の防止

（４）「転倒」及び腰痛等の「動作の反動、無理な動作」による行動災害の防止

（５）高所作業における「墜落、転落」による災害の防止

（６）機械設備による「はさまれ・巻き込まれ」による災害の防止

５　栃木労働局の実施事項

（１）栃木労働局「死亡災害多発警報」の周知・啓発、及び３つの重点対策（交通労働災害対策、高年齢労働者対策、安全対策の徹底）の推進

（２）行動災害防止対策として、栃木労働局「『ころばNice（ないっす）とちぎ』転倒予防体操」、「『痛めNice（ないっす）とちぎ』腰痛予防体操」、「Ａない声かけ運動！」及び「STOP!“建設３大災害”」の展開

（３）災害防止団体等に対する啓発、広報の実施

（４）重点事項に係る指導啓発用チラシの作成・配布、広報の実施

（５）各種会合等における周知徹底

（６）栃木労働局ホームページによる周知

６　各労働基準監督署の実施事項

（１）管内の実情に合った無災害運動の展開

（２）栃木労働局「死亡災害多発警報」での３つの重点対策（交通労働災害対策、高年齢労働者対策、安全対策の徹底）の推進

（３）栃木労働局独自運動「『ころばNice（ないっす）とちぎ』転倒予防体操」、「『痛めNice（ないっす）とちぎ』腰痛予防体操」、「Ａない声かけ運動！」及び「STOP!“建設３大災害”」の展開

（４）建設業に対する監督指導等の実施

（５）各種会報・機関紙等への掲載依頼

（６）各種会合・説明会等における本運動の趣旨の徹底

（７）その他各署独自の推進運動

７　事業場の実施事項

（１）経営トップによる「安全衛生方針」の決意表明

（２）栃木労働局「死亡災害多発警報」での３つの重点対策（交通労働災害対策、高年齢労働者対策、安全対策の徹底）の推進

（３）栃木労働局独自運動「『ころばNice（ないっす）とちぎ』転倒予防体操」、「『痛めNice（ないっす）とちぎ』腰痛予防体操」、「Ａない声かけ運動！」及び「STOP!“建設３大災害”」の展開

（４）安全衛生パトロールの実施

（５）機械設備に係る一斉検査及び作業開始前点検の実施

（６）年末時期の大掃除等を契機とした５Ｓ（整理、整頓、清潔、清掃、しつけ）の徹底、及び脚立等からの墜落防止対策の徹底、掲示や旗の掲げ替え

（７）年始時期の作業再開時の安全確認の徹底

（８）ＫＹ（危険予知）活動を活用した非定常作業における労働災害防止対策の徹底

（９）安全保護具・労働衛生保護具、安全標識・表示等の点検と整備・更新

(10) 化学物質のリスクアセスメントの実施を含めた化学物質管理の徹底

(11) 転倒、墜落・転落及びはさまれ・巻き込まれ災害防止や腰痛予防対策の徹底

(12) 火気の点検、確認など火気管理の徹底

(13) 交通労働災害防止対策の推進

(14) 働く全ての人が過重労働をしない・させない職場環境づくり

(15) 高年齢労働者を含めた幅広い世代の労働者に対する身体機能の維持向上のための健康づくり支援、健康的な生活習慣（睡眠、食事、運動等）に関する健康指導などの実施

(16) 個人事業者等に対する労働災害防止対策の実施

(17) 感染症拡大防止対策の徹底

(18) 職場のハラスメント防止につながる取り組みの推進

(19) 安全衛生旗の掲揚及び年末年始無災害運動用ポスター、のぼり等の掲示

(20) その他安全衛生意識高揚のための活動の実施

【参考資料等】※ ホームページに掲載しております。

- 「死亡災害多発警報発令（栃木労働局)」
- 『ころばNice（ないっす）とちぎ』転倒予防体操
- 『痛めNice（ないっす）とちぎ』腰痛予防体操
- Ａ（えー）ない声かけ運動！
- 「ころばNiceシート、Ａない声かけ運動シート」をダウンロードできます。
- ＳＴＯＰ！“建設３大災害”
- エイジフレンドリー指針（高年齢者の労働災害防止のための指針）

・ はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！